

とうみ湯の丸高原スポーツコミッション公式ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とうみ湯の丸高原スポーツコミッション公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の種類はバナー広告とし、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の必要に応じ、広告主が指定するホームページにリンクする機能を有するものとする。

(広告の基準)

第3条 広告の内容については、とうみ湯の丸高原スポーツコミッションの目的と合致し、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
 - (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
 - (3) 関係法令及び社会秩序を守るものであること。
- 2 次に掲げるものに広告は掲載しないものとする。
- (1) 関係法令等に違反するもの
 - (2) 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの
 - (3) 意見広告又は名刺広告に類するもの
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
 - (5) その他、広告として適当でないとい会長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告を掲載する位置は、公式ホームページのトップページとし、詳細な位置と枠数は会長が指定するものとする。

- 2 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 画像サイズは、縦60ピクセル×横210ピクセルとする。ただし、閲覧端末の画面解像度やブラウザ仕様により可変する場合がある。
 - (2) 形式は、PNG又はJPEGで静止画像（点滅や切替画像は不可）とする。
 - (3) データ容量は、原則として100KB以内とする。
- 3 広告の禁止表示は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど）

- (2) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等）
- (3) その他、広告の表現として適当でない则会長が認めるもの

（広告掲載の期間）

第5条 広告を掲載する期間単位は1カ月とし、期間満了の14日前までに双方から別段の意思表示がない場合には、さらに1カ月継続するものとし、以後も同様とする。

（広告掲載の申し込み）

第6条 広告を希望する者は、別に定める申込書により会長に申し込むものとする。

- 2 広告バナー画像は広告主が作成し提供するものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 前条の規定により申し込みがあった場合は、第3条及び第4条の規定に基づき審査を行い、事務局長が決定するものとする。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、書面により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、1カ月10,000円（税抜き）とする。

- 2 1カ月に満たない期間がある場合には、1カ月として算出するものとする。
- 3 広告主は、会長が発行する請求書に基づき支払うものとする。

（広告掲載の取り消し）

第9条 会長は、広告掲載が次のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に違反するとき
 - (2) 前条第3項の広告掲載料の支払いがされないとき
 - (3) 広告掲載に支障があると会長が認めるとき
- 2 会長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合には、広告主に対してその旨を通知するものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第10条 広告主は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げた場合には、会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第 11 条 会長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において広告掲載しなかったときは、掲載しなかった期間の広告掲載料を返還する。

2 1カ月に満たない期間がある場合には、1カ月として算出するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により広告掲載しなかった場合には広告掲載料は返還しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

2 広告主は、前項の規定により第三者に損害を与えた場合には、広告主の責任及び負担により解決しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。